

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人々が尊重され、生き生きと暮らせるまち、人権を尊重したあたたかいまちをつくることを基本目標に、多様な生き方、個性及び価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、性的マイノリティ（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。以下同じ。）に係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
 - ア 互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、互いの協力により維持される関係であること。
 - イ 互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がなく、かつ、宣誓をしようとする者以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により、婚姻することができないとされている者（以下「近親者」という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親又は養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）（本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- (2) 戸籍全部事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 宣誓をしようとする者の本人確認資料の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下「加入自治体」という。）からパートナーシップ宣誓に係る受領証及び受領証カードの交付を受けている者が宣誓しようとするときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、市長に対しパートナーシップ宣誓申告書（様式第1号の2。以下「申告書」という。）を提出するものとする。
- 3 宣誓書又は申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

（パートナーシップの宣誓の証明）

第6条 市長は、宣誓書又は申告書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書又は申告書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書又は申告書受領証カード（様式第3号。以下「受領証カード」という。）を交付することによりパートナーシップ宣誓書又は申告書の受領証明を行う。

- 2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前（外国人の場合は、これに準ずるもの）を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証又は受領証カードを紛失、毀損、汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

（パートナーシップの宣誓内容の変更）

第8条 宣誓者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証又は受領証カードを発行するものとする。この場合において、変更前の受領証又は受領証カードは、回収するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）を提出するとともに、受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 宣誓者双方が本市域外に転出した場合（ただし、加入自治体に転出した場合を除く。）

（個人情報の取扱い）

第10条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理するものとする。

2 市長は、あらかじめ宣誓者の同意を得たときは、宣誓者に係る個人情報をパートナーシップに係る他の事業に利用することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月30日要綱第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。